

## 令和7年度 説明会・報告会日程

市民企画事業を行う団体は、必ず説明会に参加してください。説明会へ参加していないと、申請することができません。また、事業実施後に報告会に必ず参加してください。

### 説明会

#### [第1回]

3/3(月)10時～ 柳沢公民館  
3/4(火)19時～ 柳沢公民館

#### [第2回]

6/11(水)10時～ 柳沢公民館  
6/12(木)19時～ 柳沢公民館

#### [第3回]

9/10(水)10時～ 柳沢公民館  
9/11(木)19時～ 柳沢公民館

※申請前に、第1回～第3回のうちのいずれかの説明会に参加してください。

### 報告会

[第1回] 10/18(土)10時～ 柳沢公民館

[第2回] 令和8年3/14(土)10時～ 柳沢公民館

※第1期・第2期の実施団体は第1回報告会に、  
第3期・第4期の実施団体は第2回報告会に、  
参加してください。

日程は変更になることがあります。  
公民館だよりでご確認ください。

## 令和7年度 申請期間 一覧

| [第1回説明会]<br>3/3(月)10時～ 柳沢公民館<br>3/4(火)19時～ 柳沢公民館                    |                    |                           |                          |
|---------------------------------------------------------------------|--------------------|---------------------------|--------------------------|
| 第1期                                                                 | 申請期間               | 調整会                       | 実施期間                     |
|                                                                     | 3/7(金)<br>3/14(金)  | 3/25(火)<br>19時から<br>柳沢公民館 | 6/14(土)<br>7/31(木)       |
| 第2期                                                                 | 5/8(木)<br>5/15(木)  | 5/20(火)<br>19時から<br>柳沢公民館 | 8/1(金)<br>9/30(火)        |
| [第2回説明会]<br>6/11(水)10時～ 柳沢公民館<br>6/12(木)19時～ 柳沢公民館                  |                    |                           |                          |
| 第3期                                                                 | 申請期間               | 調整会                       | 実施期間                     |
|                                                                     | 7/9(水)<br>7/16(水)  | 7/22(火)<br>19時から<br>柳沢公民館 | 10/1(水)<br>12/21(日)      |
| [第3回説明会]<br>9/10(水)10時～ 柳沢公民館<br>9/11(木)19時～ 柳沢公民館                  |                    |                           |                          |
| 第4期                                                                 | 申請期間               | 調整会                       | 実施期間                     |
|                                                                     | 9/24(水)<br>10/1(水) | 10/9(木)<br>19時から<br>柳沢公民館 | 令和8年<br>1/7(水)<br>3/8(日) |
| [第1回報告会]<br>10/18(土)10時～ 柳沢公民館<br>[第2回報告会]<br>令和8年3/14(土)10時～ 柳沢公民館 |                    |                           |                          |

※ 4/1～6/13 と令和8年3/9～3/31 は市民企画事業を実施しない期間です。

## あなたのグループで 公民館との共催事業を 企画しませんか

—西東京市公民館市民企画事業—

西東京市にある公民館(全6館)のどの館でも市民企画事業を実施できます。詳細は公民館にお問い合わせください。

柳沢公民館(柳沢 1-15-1)  
☎042-464-8211

田無公民館(南町 5-6-11)  
☎042-461-1170

芝久保公民館(芝久保町 5-4-48)  
☎042-461-9825

谷戸公民館(谷戸町 1-17-2)  
☎042-421-3855

ひばりが丘公民館(ひばりが丘 2-3-4)  
☎042-424-3011

保谷駅前公民館(東町 3-14-30)  
☎042-421-1125

西東京市公民館

## 公民館市民企画事業の目的は

あなたのグループで企画・運営する事業を公民館事業として実施しませんか。

この事業は、市内の自主グループが企画した事業を一定の審査の上、自主グループと公民館の共催事業として実施するものです。市内の自主グループが日ごろの活動で培った知恵やノウハウを活かして事業を企画・実施することによって、市民にさまざまな学習機会を提供します。

講師料は公民館が支払いますが、グループに対する支援（講師料補助）ではありませんので、ふだんのグループ活動の講師料の補助として、利用することはできません。また、申請にあたっては、次のようないくつかの条件があります。

- 広く一般市民が参加できること
  - 初心者でもわかる内容であること
  - 講師は日常のグループ活動でお願いしている講師とは別で、かつ、会員以外の方であること
- この制度の趣旨を理解し、「市民企画事業」ならではの事業を企画してみませんか。

学んだことが地域の役に立ちます。  
学びが深まります。  
グループの活動が発展します。  
出会いが広がり、あたらしい会員も  
増えるかもしれません。

## 申請する際のチェックポイント

- ☐ グループ全員の総意で事業に取り組み、5人以上の会員で役割を分担できますか。
  - ☐ 説明会に参加しましたか。
  - ☐ 報告会に必ず参加できますか。自主グループのメンバーであれば誰が参加してもかまいません。
  - ☐ 何を学ぶのか、なぜその講師の話が聞きたいのか、学習の目的、ねらいは明確ですか。
  - ☐ 初心者でもわかる内容ですか。
- ★ グループで何かやりたいと思ったら、いつでも公民館にご相談ください。（企画のお手伝い、講師の紹介、PR、その他なんでも）
- ★ 初めて実施するグループ大歓迎です。

## 市民企画事業実施のプロセス

- グループ全員の総意で市民企画事業への参加を決める
- 市民企画事業にかかわるメンバー（5人以上）を決める
- 説明会参加予定日を決める⇒説明会に参加
- 企画会議を開催し、講座の概要を決める（ねらい・講師・学習内容・日程等）
- 講師と交渉する（日程・講義内容・講師料等）
- 経費を見積もる
- 申請書類を作成する
- 申請期間内に公民館に申請書類を提出  
※ 公民館に事前に予約をして来館  
※ 調整会になった場合は参加する
- 公民館から送付される決定通知書の内容を確認
- 公民館だよりに掲載する募集原稿を作成、提出
- PRの方法を考え、チラシ、ポスター等を印刷、配布。
- 受講申し込みを受け付ける
- レジュメ・当日配付資料の作成、印刷
- 使用機材の確認、持ち物の準備など
- 当日会場設営
- 事業実施⇒かたづけ⇒反省会
- 報告書作成⇒報告書提出⇒公民館が講師料を支払う
- 報告会に参加